

令和6年度 学校事務補助員 新規選考案内

勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	○ 令和6年11月1日～令和7年3月31日 ※当職に在職する者を対象した次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保障するものではありません。
条件付採用	○ 採用はすべて条件付きのものとし、採用後1か月間（採用後1か月の勤務が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
兼業・兼職	○ 営利企業等に従事する場合は、届出が必要となります。 ○ 他の大田区会計年度任用職員と兼務はできません。
職務内容	○ 学校事務職員の補助及び所属学校長の指定する業務 *パソコンの基本操作が必要な業務になります。
勤務場所	○ 大田区立蒲田中学校 大田区蒲田1-12-5（蒲田駅徒歩7分） ※ 敷地内は禁煙です。
報酬額	○ 月額 114,084円 ※令和6年10月30日時点で当該職としての任用期間が引き続き1年以上ある方は、117,504円
諸手当（相当額）	○ 通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
勤務時間等	○ 勤務日数・時間 週4日・1日6時間（週24時間） （ただし、月の勤務日数は16日を上限とします。） ○ 始業・終業時刻、休憩時間（60分） 学校ごとに決定します。 ○ 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	○ 原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります（週3日）。 ※ 学校行事により、出勤する場合あり。 ○ 以上の週休日に加え、以下が休日となります。 ①国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②年末年始の休日 （12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。） ③国の行事が行われる日で規則で定める日。
社会保険	○ 公立学校共済組合（短期給付（健康保険等））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	○ 区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働災害補償保険のいずれかが適用されます。
休暇	○ 慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※ 各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
服務	○ 地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ○ 営利企業への従事等の制限対象からは除外されており、兼業することができます。

応募・選考方法	
受験資格	地方公務員法の欠格事由（次頁のとおり）に該当しない方
採用予定人数	1人
選考方法	採用選考は、以下のとおり筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。 ①筆記（作文） 【課題】「学校事務補助員の職務にどのように取り組みたいか、あなたの考えを述べなさい。」 ※所定の様式にて 300～400字以内（自筆） ※申込書と一緒に提出 ②面接 令和6年10月21日（月）午前を予定 【場所】大田区教育委員会事務局又は大田区役所本庁舎（予定） ※面接日時等は、書類選考後、面接実施通知書を申込書に記載の住所に郵送または電話連絡で、お知らせします。
選考基準	次頁のとおり。
提出書類	①申込書 ・大田区教育委員会指導課学校支援担当で配布します。 また、区ホームページからもダウンロードできます。 ・申込書には必要事項を記入し、写真を貼ってください。 （写真の裏に必ず記名をしてください） ②作文 ・様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 ・課題は「学校事務補助員の職務にどのように取り組みたいか、あなたの考えを述べなさい。」とし、300～400字以内で必ず自筆により記述してください。 ※ 提出された書類は返却いたしません。予めご了承ください。 ※ 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
提出期限	上記①、②を令和6年10月18日（金）（※必着）までに下記申込先へ持参してください。 ※持参は下記申込先窓口にて提出期限の17時15分までにお申し込みください。
選考結果	令和6年10月下旬頃郵送にて通知します。 ※合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
申込先	〒144-8623 大田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア5階 大田区教育委員会 指導課学校支援担当 電話 03-5744-1424 FAX 03-5744-1665

※日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格をゆうする方及び日本国との平和条約に基づき、国権を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

選考基準	
筆記（作文）	
問題意識	職務にあたる視点で状況認識ができているか。 問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 志望理由から学校における業務への熱意が感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。文章の表現が豊かであるか。
専門知識	学校事務としての各業務において重要と考える事項が妥当なものか。
職務への理解	職務を進めるうえで必要とされる事項として挙げているものが妥当なものか。
面接	
知識・技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
対応力 （理解力）	臨機応変な対応ができるか。 質問の趣旨を理解しているか。 わかりやすく簡潔に答えているか。
積極性 （責任感）	意欲を持って職務に当たることができるかどうか。 粘り強く目標達成に向けた行動をとることができるか。
協調性 （適応性）	傾聴の姿勢は適切か。 上司や他の学校職員と協調して円滑に職務に当たることができるかどうか。 相手の意見を尊重しながら、自分の考えを適切に伝えることができるか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。 自己啓発に努め、新たな知識を習得し職務に活かしていく意欲があるか。

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破棄することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。